

群馬県立女子大学大学院派遣学生規程

(趣旨)

第1条 群馬県立女子大学大学院学則（群馬県公立大学法人規則第5号）第13条第1項の規定に基づき、本学大学院に在学中の学生で他の大学院の授業科目を履修しようとするもの（以下「派遣学生」という。）の取扱いについて必要な事項を定める。

(出願手続)

第2条 派遣学生を志願する者は、別に定める書類を所定の期日までに学長に提出しなければならない。

(派遣許可)

第3条 派遣の許可は、研究科委員会の選考を経て、学長が行う。

- 2 学長は、前項の規定により派遣を許可したときは、受入大学長又は当該部局長に必要書類を添えて学生の受入れを依頼する。
- 3 学長は、受入大学長又は当該部局長から受入可否の通知があったときは、その旨を志願者に速やかに通知する。

(履修期間)

第4条 履修の期間は、1学期又は1年度とする。

(履修報告書の提出)

第5条 派遣学生は、履修期間が終了したときは、受入大学長又は当該部局長が交付する成績証明書を添えて直ちに学長に履修報告書（別記様式第1号）を提出しなければならない。

(単位認定)

第6条 派遣学生が受入大学において修得した単位を、10単位を超えない範囲で本学大学院で修得した単位として認定することができる。

- 2 前項の単位の認定は、前条の成績証明書に基づき、研究科教務委員会の審査を経て研究科委員会が行う。

(派遣許可の取消し)

第7条 学長は、派遣学生がこの規程に違反したとき又は疾病その他の事由により履修を続ける見込みがなくなったときは、受入大学の長又は当該部局の長と協議の上、派遣の許可を取り消すことができる。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、学長が研究科委員会の意見を聴いた上で定める。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、教務管理委員会に諮り、教育研究審議会の議を経て、学長が行う。

附 則

- 1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の日前に廃止前の群馬県立女子大学大学院派遣学生規程の規定によりされた処分、手続その他の行為は、この規定の相当規定によりされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則

この規程は、令和6年3月5日から施行する。